

高松市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年1月31日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

▶ 監査結果報告書

(工事監査)

(平成30年1月31日)

<監査対象工事>

木太鬼無線(鶴市工区)道路改良工事(5工区)

新摺鉢谷川橋橋梁補修工事



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

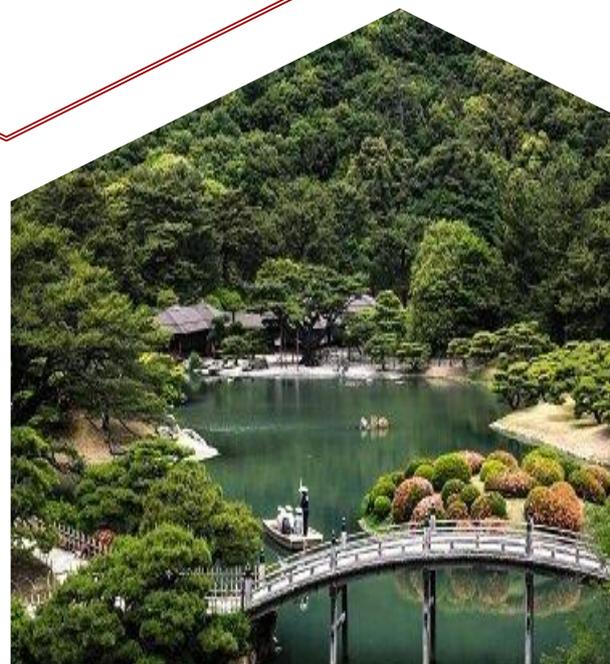
活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



平成29年度工事監査の結果について

1 監査対象工事の概要

監査対象工事名		木太鬼無線（鶴市工区） 道路改良工事（5工区）	新摺鉢谷川橋橋梁補修工事
所管課等	予算	都市整備局 道路整備課	
	工事		
	契約	財政局 契約監理課	
施工業者		株式会社村上組	城北建設株式会社
業種		土木一式工事	土木一式工事
契約金額		124,027,200円	39,349,800円
契約年月日		平成29年5月19日	平成29年5月19日
工期		平成29年5月19日～ 平成30年1月26日	平成29年5月19日～ 平成30年1月31日
施工監理		直営	直営

2 所属別監査結果

	監査対象工事名	所管課等	指摘	意見	合計
1	木太鬼無線（鶴市工区） 道路改良工事（5工区）	都市整備局 道路整備課		3	3
2		財政局 契約監理課			
3	新摺鉢谷川橋橋梁補修工事	都市整備局 道路整備課		5	5
4		財政局 契約監理課			
		合計		8	8

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

【意見】

合理的な工事施工の観点から改善が望まれるとしたものを。

3 監査実施期間

平成29年9月11日から平成30年1月29日まで

4 監査の方法

平成29年度において施工中の建設工事のうち、監査対象工事2件を抽出して、これらの工事の計画、設計、積算、契約、施工、監理、試験検査等が法令等に基づき、適正に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、技術面からこれらの工事の「施工」が適切かつ効率的に行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、監査対象工事の所管課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。また、平成29年10月11日に、工事現場において、施工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

なお、当該監査における監査対象工事の設計、積算、施工などの専門技術的事項に係る工事技術調査については、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査及び現場調査を行った。

5 監査の結果

監査の結果、関係書類は、おおむね適正に整備されており、工事現場の施工状況についても、設計図書に基づき、おおむね適正に執行されているが、別記のとおり、監査委員の意見を付するものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、工事の施工に当たっては、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な執行に努められたい。

平成29年度工事監査（随時監査）結果一覧

H30.1.31

結果No.	区分※	工事名	項目	公表文該当ページ	所管課等
1	意見	木太鬼無線（鶴市工区） 道路改良工事（5工区）	現地踏査の実施について	P4	都市整備局 道路整備課
2	意見		「施工計画書のチェックリスト」の活用について	P5	
3	意見		「施工プロセスのチェックシート」の活用について	P6	
4	意見	新摺鉢谷川橋橋梁補修工事	補修跡の再劣化現象の継続的な観察について	P7	
5	意見		補修設計用チェックリスト作成について	P8	
6	意見		特記仕様書の遵守について	P9	
7	意見		施工計画書の作成について	P10	
8	意見		「施工プロセスのチェックシート」の活用について	P11	

※ 意見 …… 合理的な工事施工の観点から改善が望まれるとしたもの。



工事現場における実地調査風景（平成29年10月11日撮影）

工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象工事

平成29年度／木太鬼無線（鶴市工区）
道路改良工事（5工区）

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	都市整備局 道路整備課	区分	意見
意見の項目	現地踏査の実施について		
意見を付す理由	設計段階において現地踏査の実施が不十分である。設計書には土質状況について特に触れられておらず、詳細な土質調査も行われていない。		
意見	設計者に対して、設計段階で現地踏査を的確に実施するよう指導されたい。		

注）踏査…現地に行って調査すること。

工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象工事

平成29年度／木太鬼無線（鶴市工区）
道路改良工事（5工区）

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	都市整備局 道路整備課	区分	意見
意見の項目	「施工計画書のチェックリスト」の活用について		
意見を付す理由	<p>施工計画書に段階確認計画書が記載されていない。土木工事共通仕様書では、「受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。」とされていることから、計画書の作成・提出は必須である。</p> <p>「施工計画書のチェックリスト」を活用することで、計画書の作成漏れは未然に防ぐことができる。</p>		
意見	「施工計画書のチェックリスト」を活用し、受注者に対して段階確認計画書の作成及び提出を指導されたい。		

注) 「施工計画書のチェックリスト」…香川県土木部作成

工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象工事

平成29年度／木太鬼無線（鶴市工区）
道路改良工事（5工区）

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	都市整備局 道路整備課	区分	意見
意見の項目	「施工プロセスのチェックシート」の活用について		
意見を付す理由	<p>工事の品質を確保するためには、施工段階において、契約の履行を確保するための監督業務を確実に行うことが重要である。 本工事では、施工プロセスに関する確認の結果を記録していない。</p>		
意見	<p>工事の品質確保のため、施工段階において「施工プロセスのチェックシート」を活用されたい。</p>		

注) 「施工プロセスのチェックシート」…国土交通省作成

工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象工事

平成29年度／新摺鉢谷川橋橋梁補修工事

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	都市整備局 道路整備課	区分	意見
意見の項目	補修跡の再劣化現象の継続的な観察について		
意見を付す理由	コンクリートのうき部で鉄筋が露出していない箇所については、鉄筋表面に達する程度のはつり範囲で、塩化物を多く含有したコンクリートが鉄筋の周りに残存した状態であり、コンクリート改質剤をはつり面に塗布する計画となっている。		
意見	補修跡について、再劣化現象の観察を継続的に実施されたい。 なお、塩害による劣化が懸念される補修工事については、補修対策マニュアルに従い、塩化物イオン濃度が発錆限界以下になる範囲までコンクリートを除去する設計、施工を実施されたい。		

工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象工事

平成29年度／新摺鉢谷川橋橋梁補修工事

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	都市整備局 道路整備課	区分	意見
意見の項目	補修設計用チェックリスト作成について		
意見を付す理由	補修設計のチェックリストとして、詳細設計照査要領のチェックリストを流用している。新設と補修では当然のことながら照査内容が異なるため、適切な照査になっていない。		
意見	設計者に対して、適切な補修設計用チェックリストの作成を指導されたい。		

注) 詳細設計照査要領…国土交通省作成（新設工事を対象としたものである）

工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象工事

平成29年度／新摺鉢谷川橋橋梁補修工事

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	都市整備局 道路整備課	区分	意見
意見の項目	特記仕様書の遵守について		
意見を付す理由	特記仕様書では、「工事に関連する必要な資料については、検査時に提出しなければならない。また、これらについては工事施工途中においても常に整理し、監督員から請求があった時には、直ちに提示しなければならない。」とあるが、出来形管理書類、品質管理書類、写真管理書類について提出がなかった。		
意見	受注者に対して、特記仕様書に定められた事項を遵守するよう指導されたい。		

工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象工事

平成29年度／新摺鉢谷川橋橋梁補修工事

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	都市整備局 道路整備課	区分	意見
意見の項目	施工計画書の作成について		
意見を付す理由	<p>施工計画書については、既存資料の寄せ集めでの作成など、不適切な箇所が見られる。</p> <p>また、今後実施する橋梁上の道路工事について、工程、交通規制、環境対策の各計画が未提出の状況である。</p>		
意見	<p>受注者に対して、工事ごとに適切な施工計画書を作成し、工程計画等必要な書類とともに提出するよう指導されたい。</p>		

工事監査（随時監査）結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象工事

平成29年度／新摺鉢谷川橋橋梁補修工事

告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	都市整備局 道路整備課	区分	意見
意見の項目	「施工プロセスのチェックシート」の活用について		
意見を付す理由	<p>工事の品質を確保するためには、施工段階において、契約の履行を確保するための監督業務を確実に行うことが重要である。 本工事では、施工プロセスに関する確認の結果を記録していない。</p>		
意見	<p>工事の品質確保のため、施工段階において「施工プロセスのチェックシート」を活用されたい。</p>		

注) 「施工プロセスのチェックシート」…国土交通省作成